

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 目的

就学前と小学生の児童を対象に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることを目的として、「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 背景

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境も大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国は、平成15年（2003年）に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。同法では、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務づけており、本市でも平成17年（2005年）3月に「こども 笑顔 輝き プラン（吹田市次世代育成支援行動計画）」を策定し、子育て支援の充実をめざして、様々な取組みを進めてきました。さらに、平成22年（2010年）3月には、新たな課題として、働き方の見直しや特別な支援を必要とする子どもや家庭への配慮に対応していくため、「こども 笑顔 輝き プラン（吹田市次世代育成支援行動計画〔後期計画〕）」を策定し、概ね30歳未満までの子ども・青少年とその家庭を対象にして、子育て支援・母子保健・教育環境の整備・良質な住宅の確保等を含む広範囲の施策について、決めました。

しかしながら、全国的に、少子化は依然として進行しており、子ども・子育て支援が量的に不足しており、さらに質の向上を図る必要があること、子育て家庭の孤立感や負担感が増加していること、待機児童問題等も引き続き大きな問題となっていることなどを背景に、「子ども・子育て支援法」が平成24年（2012年）8月に制定されました。

同法に基づき、平成 27 年度（2015 年度）から始まる「子ども・子育て支援新制度」により、子育てをめぐる課題の解決をめざし、地域の特性やニーズに即して、より柔軟に制度運営やサービス提供を行っていくなど、自治体の権限と責任が強化されることになり、すべての自治体は、就学前と小学生の児童を対象にして、区域ごとの幼児教育・保育、地域の子育て支援の各事業の見込量とその確保方策等について定める「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

3. 計画の性格

この計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子どもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。

また、児童福祉法第 56 条の 8 に基づき、保育の需要が増大している市町村が供給体制の確保に関する計画を定める、市町村保育計画としての性格も併せ持ちます。

4. 計画の期間

この計画は、平成 27 年度（2015 年度）を初年度として、平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間を計画期間とします。